（c ＋ d ＋ e ＋ f）× 0.982

［略］

D　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.054）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 0.958 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和元年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 2 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.017 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.986 × 0.75 － I × 0.986 × 0.75

H × 0.986 × 0.75 及び I × 0.986 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

I　前年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 76 号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和 3 年改正前の省令」という。）第 18 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号

（c ＋ d ＋ e ＋ f）× 1.040

［同左］

D　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第４号又は第 314 条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額を控除した額に 1.000（ただし、東京都にあつては 1.030）を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.012 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

G　市町村税課税状況調第 20 表の表側「平成 30 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和元年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額に 1.087 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に 0.667 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

H × 0.985 × 0.75 － I × 0.985 × 0.75

H × 0.985 × 0.75 及び I × 0.985 × 0.75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

I　改正前の省令第 18 条第 3 項第 1 号算式の符号 B の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α ＋ B）× 0.75

算式の符号